**三好市税　送付先変更届**

届出日：　　　　　年　　　月　　　日

三好市長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出人 | 納税義務者との続柄 | □本人　　□親族（続柄：　　　　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 住所 |  |
| フリガナ |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 生年月日 | 大・昭・平・令　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 電話番号 | （　　　　　　　）－　　　　　－ |

以下の納税義務者分の税について送付先の変更を届け出ます。

**なお、当事者間でこの届出による問題が発生しても市には一切関与を求めないことを申し添えます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更の内容 | □新規　　　　　　□変更　　　　　　□解除 |
| 税の種類 | □固定資産税　　□軽自動車税　　□市民税　　□国民健康保険税※固定資産税の納税管理人を届け出られる方は別様式をご利用ください |
| 納税義務者 | 住所 | □届出人欄に同じ |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 電話番号 | （　　　　　　　）　　　　　－ |
| 送付先 | 住所 | □届出人欄に同じ |
| 宛名・方書き |  |
| 電話番号 | （　　　　　　　）　　　　　－□届出人欄に同じ |
| 変更理由 | * 一時的な滞在地（例：病院・施設など）に送付してほしいため
* 判断能力が低下したもしくは後見人・保佐人・補助人が指定されたため
* 送付先変更の必要がなくなったため（解除の場合のみ）
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| 開始・終了年月日 | 年　　　　月　　から　　　　　年　　　　月 |

**注意事項**

* この届出書には**届出人の身分証明書の写しを必ず添付してください**。（例・運転免許証のコピーなど）なお、届出人が成年後見人、保佐人、補助人の場合には、証明書（写し可）を添付してください。
* 不備があった場合、届け出を受けることはできません。その旨のご連絡をさせていただきますので、あらためてお手続きが必要になります。
* 住所地以外に納付書等を送付することが個人情報の管理等において問題があると判断した場合には、送付先を変更できない場合があります。
* 送付先が再度変更になる場合、または送付先の設定を解除する場合には、速やかに届け出てください。
* 送付先に送付したにもかかわらず、書類が返戻された場合は送付先登録を削除し、住所地に送付します。
* 当事者間でこの届出による問題が発生した場合、市では一切関与できません。
* この送付先を設定すると納税通知書、変更通知書等、該当する税に関する書類はすべて送付先に送付され、別々の送付先は設定できませんのでご了承ください。
* 固定資産税において、納税に関する一切の事項を管理する者を定める場合、この届出によらず「納税管理人申告（承認申請）書」の提出をお願いします。
* 不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒778-8501

徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2

三好市役所　税務課

　固定資産税　　　　0883－72－7614

　国民健康保険税

　市・県民税　　　　0883－72－7615

　軽自動車税